

千葉地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員候補の推薦に関する公示

千葉労働局一般公示第 50 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、関係者（関係者の団体を含む。）は別紙「委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 8 月 21 日

千葉労働局長 小山 英夫

記

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

千 葉 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

千葉地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、千葉県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、千葉県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、鉄鋼業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦にあたっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切日
令和 8 年 9 月 4 日
- (3) 推薦書の提出先
千葉労働局 労働基準部 賃金室
千葉市中央区中央 4－11－1 千葉第二地方合同庁舎

推 薦 書

千葉労働局長 殿

令和 年 月 日

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

千葉地方最低賃金審議会（千葉県 業最低賃金）専門部会委員の候補者として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

(ふりがな) 氏 名		現 職 ・ 地 位
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
現 住 所 (電話)	〒	略 歴
勤 務 先 所 在 地 (電話)	〒	
		備 考

※新任の候補者については、履歴書を一部添付すること。

但し、現千葉地方最低賃金審議会委員及び千葉地方労働審議会家内労働部会委員を除く。

内 諾 書

千葉労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は千葉地方最低賃金審議会（千葉県 業最低賃金）専門部会委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

現 職		
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	〒
	電話番号	()
現 住 所	住 所	〒
	電話番号	()
備 考		